

# 子どもたちと妊産婦を放射能から守るための体制の確立を求める請願書

## 1 請願の主旨

- (1) 宮城県内の18歳以下の子どもたちが、福島県と同様に甲状腺検査及び内部被ばくの状態を把握出来る継続した健康調査を受けられるようにすること。必要な経費については、国と東京電力（株）が対応するよう求めること。  
また、希望する妊産婦に対して、内部被ばくの状態が把握出来る健康調査及び母乳検査を受けられるようにすること。
- (2) 宮城県内の子どもたちの健康を守るために、積算被ばく線量が測定出来るようガラスバッジの配布、装着を進め、被ばくの状態を把握し、低減化策にいかすこと。

## 2 請願の理由

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の調査解明が進むにつれて、宮城県においても県南部はもとより県北部でも積算の被ばく線量の目標である年間1 mSvをはるかに超える放射能汚染が広がっている実態が明らかになってきました。ホットスポットも点在し、より詳細な実態把握も求められています。この様な状況の中で、多くの県民と子どもを持つ親の不安は増大するばかりです。福島県においては多くの放射能汚染対策が実施されていますが、県境によって対応が違っているという現状は遺憾なことです。

宮城県では「宮城県健康影響に関する有識者会議」の「健康には影響がない」という結論によって、県民特に放射能の影響が大きいと言われる子どもたち、加えてこれから生まれて来る子どもたちに対する十分な放射能汚染対策が遅れたことは否めません。そのため、丸森町や栗原市では独自に健康調査を実施するとしています。

健康調査も福島県は18歳以下の子どもたち36万人全員の甲状腺検査を生涯にわたって行うことにしていますが、宮城県は丸森町の2地区の小学生以下の子どもたちに対して行ったのみです。

1月に開かれた有識者会議の中では、18%の子どもたちの甲状腺にしこりが見つかり、「1年後に医療機関において受診するなど、経過観察を行う必要がある」という意見があったにもかかわらず、県が保護者に対して何ら説明することもなく、「健康調査の必要なし」とすることは無責任と言わざるを得ません。今後、健康調査の継続、対象の拡大が必要です。

国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告やそれに基づいた被ばく限度も歴史的に変遷して来ており、低線量被ばく（外部被ばく・内部被ばく含めて）が及ぼす影響は明確にされていない部分も多く、「健康には影響がない」と言われても、保護者などの不安は一向に解消されていません。

18歳以下の子どもたち及び希望する妊産婦への健康調査を実施することが今まさに重要になっています。その健康調査では内部被ばくを把握するため、甲状腺検査だけでなくホールボディカウンターによる検査や尿検査も行うべきです。また乳児を守るために、母乳検査も行うべきです。

さらに、放射能による影響は10年・30年先まで継続します。子ども一人一人がどれぐらいの年間放射線量を浴びているのかを測りデータとして蓄積しておくことも、今後の子どもたちの成長・健康を見守る上で大切なこととなります。そのためにガラスバッジの配布・装着を進めるべきです。

以上述べた理由から、必要な各施策を汚染度の高い地域を重点的に、さらには宮城県内すべての子どもたちを放射能から守るために、全県的な体制を早急に整えるよう請願いたします。